

学校事務職員及び学校栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の
適用を堅持することを求める件

学校教育において、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とし、義務教育無償の原則に基づいて制定されたものです。

しかし、政府は、昭和 60 年度以降毎年のように制度の改定を行ってきましたが、とりわけ今、学校事務職員、学校栄養職員の人件費を同制度から適用除外しようとしております。もし、そのような事態にでもなるならば、地方自治体の財政をますます圧迫するばかりでなく、学校現場に多大な影響を及ぼすことになりかねません。

よって、国会及び政府におかれては、かかる実情を勘案され現行の義務教育費国庫負担制度を守り、学校事務職員及び学校栄養職員の人件費に対する適用を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 13 年 6 月 22 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 様

仙台市議会議長 村 上 隆 志